

家族信託・個人による活用事例②

-配偶者認知症対策信託-

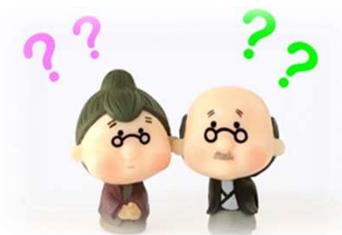


1.事例の概要

①相談者：A氏（77歳）

②事例背景：

- A氏は妻Bと暮らしているが財産の全てがA氏名義となっている
- 妻Bは既に認知症発症⇒施設入所中⇒成年後見人として弁護士X
- A氏夫妻⇒子供C（43歳・同居）
- A氏⇒相続財産は全て子供Cに相続させることを希望
- B氏も**認知症前な同様な考えであることを意思表示**していた
- A氏が対策しない場合⇒A氏の財産は**妻B後見人Xと子供Cとの遺産分割協議**
- 妻B後見人X⇒法定相続分を請求予定⇒**不動産が共有物**となる⇒子供Cは自由に使えない
- A氏が「全財産をCに」と遺言を書いた場合⇒妻B後見人Xは職務として「**遺留分減殺請求**」を行う⇒結果として、財産はやはり共有物となる



2.家族信託以外の対策例・その課題点

1.対策例①：銀行融資の活用

- 子供Cが銀行から融資を受けて、A氏から不動産を購入⇒所有権を得る
- 対策例①の課題点：
 - ・不動産は相続財産からは外れるが、
 - ・A氏には多額の**譲渡所得税**がかかり、
 - ・子供Cには**不動産取得税**⇒かつ**多額の負債**が残ることになる



A氏の財産状況

資産概要	金額
自宅不動産	時価 7,000万円
投資マンション	時価 8,000万円
預金等	5,000万円

3.家族信託を活用した提案

●対策例：全ての財産を信託財産とする家族信託契約を締結する

①具体的内容：

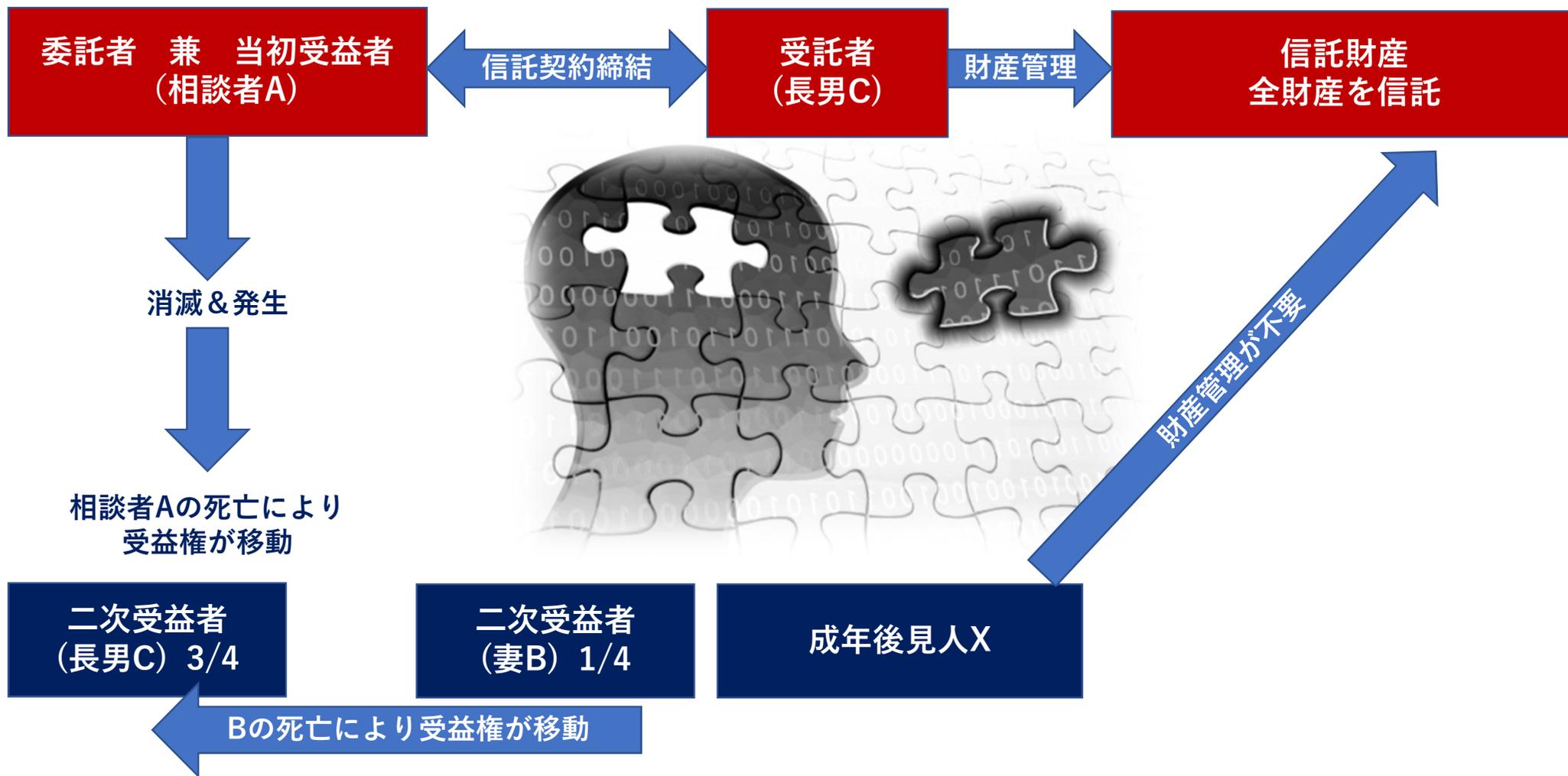
- ・ **A氏を委託者 兼 当初受益者**とする
- ・ **子供Cを受託者**とする
- ・ **二次受益者の受益権取得割合**を以下の通りとする
 - 1)子供C 3 / 4
 - 2)妻B 1 / 4
- ・ **妻B死亡後の三次受益者をC**とする
 - 1)妻B死亡後は、受益権が子供Cに集約されることになる

②被成年後見人Bに対する問題は？：

- ・ 「**遺留分相当割合の受益権**をあてがうことにより、後見人Xへの説明がつく」



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

- ① 家族信託契約により信託財産となった部分について→相続の手続きから除外される
→ **遺産分割協議の必要がなくなる**
- ② 全財産が相続ではなく「**契約による受益権の移動**」という法律構成となる
- ③ 妻Bに遺留分割相当の1/4受益権を与えている→**成年後見人Xは遺留分減殺請求が不要**→妻Bのための契約代行等の後見事務に専念することが出来る
- ④ **財産を受益権化**することにより→
既に認知症になっている妻Bが二次受益者になっても
→やがては三次受益者の子供Cに、**受益権が集約**されることになる
- ⑤ **妻Bも受益権を取得**することで→相続税に関する各種控除（配偶者控除等）を有効に使える
- ⑥ **Cに子供がいる場合**→当該子供を三次受益者とする
→**直系の次世代に承継を繰り返すことが可能**となる

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

